

特定防除資材（特定農薬）の表示の指導について（案）

1．趣旨

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして指定されるものである。

特定防除資材を販売する際の表示については、農薬取締法第7条の規定に基づく表示の義務は課せられてはいないが、同法第10条の2により、有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならないこととなっているところであり、使用者の便宜を図る上でも、殺虫、殺菌等の効果が確認される使用方法等について適切な表示が行われることが必要である。

また、同法第11条により、登録農薬及び特定防除資材以外の農薬を使用してはならないこととなっているため、法第2条第1項の規定により特定防除資材に指定された資材のみが「特定防除資材」である旨が明確に分かるように表示される必要がある。

このため、特定防除資材については、原則として2に掲げる事項についてその容器または包装に表示を行うよう指導することとする。

2．表示が必要な事項

特定防除資材（特定農薬）である旨

特定防除資材名

全ての原材料

主な有効成分

内容量

使用目的（対象病虫害及び効果等）

使用方法（対象農作物等、使用濃度、使用量）

貯蔵上・使用上の注意

製造または販売者の連絡先